

白鷹町緊急経済対策本部からのお知らせ

町内事業主の皆さんへ「金融」と「雇傭」を支援します

◆金融 利子の補給（白鷹町震災対応緊急金融対策利子補給制度）

東日本大震災などの影響に対応する緊急的な金融対策として利子補給を行っています。この事業は10月31日までが申請期間となっておりますので、忘れずに申請してください。

▼対象の融資制度

○山形県商工業振興資金のうち「経営安定資金」、「東北地方太平洋沖地震災害対応資金」、「東日本大震災緊急経営支援資金」

※このほか、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫が融資する特定の資金も対象となります。

▼対象者

○町内に在住するかた、町内に主たる事業所等を有するかた

○平成23年5月2日以降9月30日までの間に融資の実行を受け、平成23年10月31日

までに必要な手続きを行ったかた（詳しくはお問い合わせください。）

▼要件及び対象期間

○資金使途：設備資金及び運転資金

○対象融資限度額：500万円以内

○補給額：融資額または限度額のいずれか少ない額の利子相当額

○補給対象期間：3年以内36回まで

かた

○平成23年5月2日以降、国の中小企業緊急雇用安定助成金制度による支給決定通知を受け、平成24年3月31日までに必要な手続きを行ったかた（詳しくはお問い合わせください。）

○町税などの未納がないかた

▼補助金の額及び限度額

○補助金の額：国の中小企業緊急雇用安定助成金支給決定通知書に記載の支給率が、「5分の4」のときは支給金額の20%以内の額、「10分の9」のときは支給金額の10%以内の額

○補助金の限度額：1回の申請につき50万円以内（1対象者につき2回まで申請可能）

■申込・問い合わせ

産業振興課商工振興係
☎85-6136

○町内に在住するかた、町内に主たる事業所等を有する

ビジネスオフィスを持ち、事業展開したいかたを応援

「白鷹ソフト小村」入居者募集中!

ソフト小村は情報産業を営む事業者のほか、研究開発、起業、新事業の創出、新分野への進出など、地域産業の育成も支援する施設です。館内をご案内いたしますので、まずは問い合わせください。

▼入居条件

①入居日 10月から

②経費 使用に伴う経費は実費負担していただきます。

▼募集期間 9月12日（月）～30日（金）

▼申込方法 提出書類などに必要事項を記入のうえ、町産業振興課へ提出してください。

※提出書類など、詳細は町ホームページをご覧ください。

▼選考方法 白鷹ソフト小村使用許可選考委員会において選考します。

■申込・問い合わせ 産業振興課商工振興係

☎85-6136

③国税及び地方税を完納しているかた

▼所在地 鮎貝1520-1

▼物件 ビジネスオフィス（1戸建）計2棟

▼使用料 Aタイプ（2階建約70坪）5万7000円/月

▼入居資格 ①町内に事業所を有する、または有する予定の個人または法人

②情報産業を営んでいるかた、または行おうとしているかた、またはその他の業種であつて、研究開発・起業・新事業の創出、新分野進出を目指すかた

③国税及び地方税を完納しているかた

▼選考方法 白鷹ソフト小村使用許可選考委員会において選考します。

■申込・問い合わせ 産業振興課商工振興係

☎85-6136

